

長野県報

12月5日(月) 令和4年 (2022年) 第362号

目 次

告	· 示	
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	1
	道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
	道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	2
公	· 告	
	大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出(産業政策課)	3
	県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧(農地整備課)	3
	都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市・まちづくり課)	4
	土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

各川泉

長野県告示第599号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月5日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊那市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 伊那市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦 覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第600号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月5日

長野県知事 阿 部 守 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿智村(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
 - 十砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿智村(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて 縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県上田建設事務所告示第7号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年12月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年12月5日

長野県上田建設事務所長 中 島 俊 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 406号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市菅平高原1223番の2344地先から 上田市菅平高原1223番の2124地先まで	旧	$\frac{m}{7.5 \sim 18.4}$	km 0.8936
同 上	新	9. 1 ∼ 18. 4	0.8936

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年12月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年12月5日

長野県上田建設事務所長 中 島 俊 一

- 1 路 線 名 406号
- 2 供用を開始する区間

上田市菅平高原1223番の2344地先から

上田市菅平高原1223番の2124地先まで

3 供用を開始する期日 令和4年12月5日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年12月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年12月5日

長野県北信建設事務所長 関 克 浩

- 1 路 線 名 中野飯山線
- 2 供用を開始する区間

中野市大字赤岩字道六1785番の8地先から

中野市大字柳沢字日焼50番の5地先まで

3 供用を開始する期日 令和4年12月6日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年12月5日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ佐久

佐久市岩村田字西長塚1735-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となった日 令和4年11月13日

産業政策課

公告

東筑摩郡生坂村における県営いくさか地区会換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦 覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和4年12月5日

長野県知事 阿 部 守 一

1 縦覧に供する書類

県営いくさか地区会換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年12月6日から令和5年1月6日まで

3 縦覧の場所

東筑摩郡生坂村役場 (振興課)